

平成30年5月 教育委員会会議録(要旨)【5月18日(金)】

<p>〔開会の宣告〕 遠藤教育長</p> <p>〔会議の成立〕 遠藤教育長</p> <p>〔公開の審議〕 遠藤教育長</p> <p>遠藤教育長</p>	<p>平成30年5月定例教育委員会会議を開会する。</p> <p>本日は、私の他5人の委員が出席しているので、この会議は成立する。 会議録署名人は、森委員と私とする。</p> <p>本日の会議日程について、議第32号については、「個人名などプライバシーに関わる問題があること」、議第33～36号及び38号については、「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当すること、報告(1)については、「訴訟、調停、和解及び不服申立に関する案件」に該当すること、報告(2)及び(4)については、「正式公表前の案件」に該当することから、会議規則第13条に基づき非公開の審議が適当と考えるが、議第32～36号、38号、報告(1)(2)及び(4)について、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いする。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成により、議第32～36号、38号、報告(1)(2)及び(4)については、非公開とする。</p>
<p>日程第1 前回会議録承認</p>	<p>4月23日開催の平成30年4月定例教育委員会会議録を承認することに異議があるか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、前回の会議録を承認する。</p>

日程第2 事務局報告

(1) 事業・行事等報告について

前回会議(平成30年4月23日)以降の事業・行事報告(主なもの)

4月26日(木)	第1回校長・園長会
5月16日(水)	教育市民委員会行政視察(～18日)

今後の予定(主なもの)

5月21日(月)	熊本県市町村教育委員会連絡協議会定例会
31日(木)	第1回指定都市教育委員会協議会(～6/1)
6月4日(月)	第2回定例市議会開会(～6/19)
	全国高等学校総合体育大会設立総会
12日(火)	第2回校長・園長代表者会

日程第3 議事

・議第37号 熊本市野外教育施設運営協議会委員の委嘱について

《上原青少年教育課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第39号 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について

《坂本図書館長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第40号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱について

《西特別支援教育室長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

<p>・議第41号 熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について</p>	
	<p>《徳永総合支援課長 提出理由説明》</p>
西山委員	<p>この委員会は定期的開催されているのか。それとも、いじめ案件があった際に開催されるのか。</p>
徳永課長	<p>年に2回定例会を開催するとともに、いじめ等の重大事態等があれば、必要に応じて随時開催している。</p>
	<p>〔採決〕 【原案どおり承認された】</p>
<p>日程第4 報告</p>	
<p>・報告(3) 平成29年度における体罰について</p>	
	<p>《木櫛教職員課長 報告》</p>
西山委員	<p>今回は学校側の認識と教育委員会の新しい認識の間に齟齬があったが、来年度からはその齟齬が解消されると考えていいか。</p>
木櫛課長	<p>今回、判断基準を変えるということも含めて学校に周知を行い、体罰にあたる行為の防止に努めていく。</p>
西山委員	<p>懲戒処分に該当する案件はなかったということだが、資料1にある「体罰の態様」に「棒などで殴る・叩く」が3件あり、これらは懲戒処分の対象とならないのか。</p>
木櫛課長	<p>その詳細について説明する。小学校の1件は、柔らかい素材の、指差しをした手が先端についた指示棒で叩いたもので、それほど痛くはないと思われるが、叩くという行為は良くないと判断し体罰としたもの。中学校においては、こちらも指示棒代わりに使っていた三角定規で叩いたものが1件、もう1件は、保護者と携帯電話でやり取りを行った際、保護者の回答と子どもの言い分が違うことがわかり、違うことを指摘する時に、携</p>

<p>泉委員</p>	<p>帯で子どもの頭を叩いたものである。いずれも肉体的な侵害にあたるが、痛みの程度は大きくなかったものとする。</p> <p>報告された職員は、40歳代・50歳代が多く、今までの指導法では通用しないという面もあると思うが、ストレスを抱えているために余裕がないという可能性もある。指導だけでなく、メンタルケアが必要であるかもしれないということも考えていただきたい。</p>
<p>森委員</p>	<p>この調査は、まず学校では体罰ではないとされているため、その時点では、管理職から当該教職員に指導されていないと思われる。教育委員会の基準で体罰と判断された後は、現場において、どのような指導等が行われたか説明をお願いする。</p>
<p>木櫛課長</p>	<p>まず学校では、保護者からの回答を把握した時点で、当該教諭と、関係する子ども及び保護者に聴き取り調査を行う。事実を確認し、学校長が適切な指導ではないという判断をした場合、その時点で学校長から当該教諭に対し、不適切であり体罰を疑われるような案件であるとの説明を行い、是正を図るようとの指導を行う。当該教諭に指導を行ったことも含めて、学校から保護者に説明し、理解を得て、学校としては体罰ではないと判断したとの報告が教育委員会事務局に届いている状況である。今回は、保護者から回答があった案件が、どういう事情であったか、再度学校に報告を求めたが、現時点では、明確に体罰であると判断したことについて、まだ学校長に知らせていない状況である。今後学校長に伝える際に、改めてもう一度当該教諭に指導をするように伝える予定である。</p>
<p>森委員</p>	<p>指導を受ける先生方の立場からすると、指導を受ける前提が、「体罰ではないが不適切である」と「体罰である」とでは大きく意味が違う。そこをきちんと伝えることが大事であると思う。</p>
<p>木櫛課長</p>	<p>昨年度までの体罰の基準が、今回厳しくなったという周知も含めて、指導を行っていきたい。</p>
<p>森委員</p>	<p>資料から、同じ先生が複数回体罰を行ったという報告が見られるが、これは、複数の児童生徒に対して同時に体罰を行ったということか、それとも別の機会に同じ先生が体罰を複数回行</p>

<p>木櫛課長</p>	<p>ったということか。後者であれば、常習的であり、将来重大な事態につながる温床にもなりかねない。</p> <p>別々の機会である。例えばデコピンについては、教諭に不適切な行為、体罰であるとの認識が薄いことが改めてわかり、今後指導が必要であると考えているところである。また、ボールをぶつけた事例では、同じ教諭が別の機会に部活動の指導として行っており、教諭本人は指導と認識しているが、教育委員会ではボールでぶつけることは体罰との認識を持っているため、体罰であるとの認識を持つよう指導していく。</p>
<p>森委員</p>	<p>バレーボールなどでは、レシーブの練習と称して、とても受けきれない至近距離でボールを子どもに投げ、実質的に体罰となっている例もある。スポーツ関係の案件については、どのような状況で行われたのか、丁寧に確認しておく必要がある。</p>
<p>遠藤教育長</p>	<p>今回このように厳しくした趣旨は、学校の意識を変えてほしいという思いからである。多くの事例は、まず、学校長から教諭に対し、不適切な指導であると注意を行い、かつ、保護者にも謝罪を行い、ご理解をいただいているので、体罰ではないと判断をしたというのが学校側の認識である。今まで体罰は懲戒処分の対象であるという認識があり、保護者にも理解を得られ、懲戒までには至らないならば、体罰ではないという考えであった。しかし、叩くという行為を納得してもらえば、体罰ではなくなるということではなく、体罰は体罰である。一方で、謝罪をし、納得も得られ、教諭に注意も行っているため、懲戒処分にまでは至らないと判断するのが、本来の考え方であると思う。これまでの、謝罪をし、理解が得られたので、体罰はなかったことになるという考えを改め、体罰とその処分については別に考えるという意識を学校に持ってもらい、そもそも体罰にあたる行為そのものを改めてほしいという趣旨である。今後各学校に注意喚起していきたいと思っている。</p>
<p>西山委員</p>	<p>体罰を行う教員に対する指導で大切なことは、体罰はいけないと伝えることではなく、何故体罰はいけないのかを考えてもらうことである。体罰を行っても、児童・生徒は反発するだけであり、反省しない。反省させて、自分が悪かったと思わせ、次に向かわせることが大事である。これは難しいことで、教師</p>

<p>出川委員</p>	<p>力が問われるところである。体罰はついカッとなって行ってしまふものだと思うが、そこを抑え、教師としての観点で考え、子どもたちを反省させる方法を考えることができるように指導を行って行くことが肝要と思う。</p>
<p>木櫛課長</p>	<p>職員には、正規の職員だけではなく、非常勤の先生やALTの先生など全て含まれるのか。また、職種等によって特徴はあるか。</p>
<p>出川委員</p>	<p>調査の対象は、学校に勤務する全職員であるが、今回の回答の対象として上がったのは、学級支援員が1件、外部コーチが1件の他は、全て正規の職員である。</p>
<p>木櫛課長</p>	<p>外部コーチにも、この調査結果を伝えるのか。</p>
<p>出川委員</p>	<p>この件については、学校長、顧問の教諭及び外部コーチで話し合いの場を持ち、外部コーチの不適切な指導について注意を行っている。結果として、当該外部コーチは、辞任している。</p>
<p>森田健康教育課長</p>	<p>今後外部コーチをはじめ、外部の方々との関わりが多くあると考えられる。外部の方々にも、改めて体罰の定義等を周知する必要があると思う。</p>
<p>・報告(5) 広報広聴関係について</p>	<p>《上村教育政策課長 報告》</p>

〔非公開の審議〕	
日程第3 議 事	
	<p>・議第33号 (熊本地震関連)東野中学校校舎新築復旧工事請負契約の内容に対する意見について</p> <p>・議第34号 (熊本地震関連)帯山中学校北側校舎新築復旧・改築その他工事請負契約の内容に対する意見について</p> <p>・議第35号 (熊本地震関連)必由館高等学校体育館新築復旧その他工事請負契約の内容に対する意見について</p> <p>・議第36号 (仮称)特別支援学校小・中学部建設その他改修工事請負契約の内容に対する意見について</p>
	<p>《内村施設課長 提出理由説明》</p> <p>〔採決〕 【原案どおり承認された】</p>
	<p>・議第38号 「熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について</p>
	<p>《上原青少年教育課長 提出理由説明》</p> <p>〔採決〕 【原案どおり承認された】</p>
日程第4 報 告	
	<p>・報告(1) 専決処分の報告について</p>
	<p>《中村学務課長 報告》</p>
	<p>・報告(4) 「熊本市立小中学校 心のアンケート」(いじめ等に関するアンケート)の結果報告について</p>
	<p>《徳永総合支援課長 報告》</p>

日程第3 議 事

・議第32号 熊本市奨学生の採用について

《中村学務課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

日程第4 報 告

・報告(2) 平成31年度熊本市立学校管理職採用選考試験について

《木櫛教職員課長 報告》

〔閉会〕

遠藤教育長

本日の日程は全て終了したので、平成30年5月の定例教育委員会会議を閉会する。